

令和5年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金に係る財産処分等の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和5年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。）（以下「規則」という。）の規定に基づき財産処分及びその承認基準等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、規則及び交付要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 処分制限財産

補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産であって、交付要綱で規定する財産の種類ごとに知事が定める期間を経過していないもの

(2) 残存簿価

減価償却後の額

(3) 補助率

補助対象経費（取得価額）に対する補助金交付額の割合

(4) 財産処分の区分

ア 目的外使用：処分制限財産の所有者の変更を伴わない補助目的以外の使用

イ 譲渡：処分制限財産の所有者の変更

ウ 交換：処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換

エ 貸付：処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更

オ 担保権設定：処分制限財産に対する抵当権その他の担保権の設定

カ 取壊し：処分制限財産の使用を止め、取り壊し

キ 廃棄：処分制限財産の使用を止め、廃棄処分

ク 移転：処分制限財産の他の事業所等への移設、他の事業所等での使用

(処分制限財産の処分の申請)

第3条 補助事業者が処分制限財産を処分する場合は、あらかじめ財産処分に係る承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、災害等やむを得ない場合は事後の承認申請を認めるものとする。

(財産処分承認の条件)

第4条 知事は、前条の承認をする場合、第7条に定める財産処分に係る返還金を県に納付する旨の条件を付すものとする。また、その他必要に応じた条件を付すことができるものとする。ただし、担保権設定については、知事が適当であると認めた場合に限り承認し、抵当権その他担保権が実行に移される際に財産処分に係る返還金を県に納付する条件を付すものとする。

2 知事が適当と認める場合は、県への納付に代えて、又は納付と併せて、処分制限期間中に新たな財産処分を行う場合は交付要綱に基づき、再度知事の承認を受ける旨の条件（以下、「再処分条件」という。）を付すことができるものとする。

(承認後の変更)

第5条 第3条の知事の承認を受けた後、補助事業者が当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて第3条の知事の承認を受けなければならない。

(再処分条件付財産の処分承認の手続き)

第6条 補助事業者等（譲渡により所有者に変更があった場合は、財産処分後の所有者）が再処分条件付財産の処分を行う場合は、処分制限期間を経過していない当該財産については、この要領に基づき同様の手続きを行うものとする。この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

(財産処分に係る返還金等)

第7条 補助事業者は、第3条の知事の承認を受けて財産処分を行った場合（担保権設定については、担保権が実行された場合）、第10条の返還免除の特例に定める処分事由に該当する場合を除き、知事が発行する納入通知書等により、指定された期限までに財産処分に係る返還金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前項の納入通知書等の納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から未納に係る金額に対して、未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(財産処分に係る返還金の額の算定)

第8条 前条第1項の財産処分に係る返還金の額については、次表の区分ごとに算定した財産処分返還額を合算した額とし、補助金交付額を上限とする。ただし、知事が認める場合はこの限りではない。

区分		財産処分返還額
目的外使用		目的外使用開始時点での残存簿価に補助率を乗じて得た額
譲渡	有償	譲渡額又は所有権移転時点での残存簿価のいずれか高い金額に補助率を乗じて得た額
	無償	所有権移転時点での残存簿価に補助率を乗じて得た額
交換		交換時点での残存簿価に補助率を乗じて得た額
貸付	有償	貸付額又は貸付開始時点での残存簿価のいずれか高い金額に補助率を乗じて得た額
	無償	貸付時点での残存簿価に補助率を乗じて得た額
取壊し		取壊し時点での残存簿価に補助率を乗じて得た額
廃棄		廃棄時点での残存簿価に補助率を乗じて得た額
移転		他の事業所等への移設時点での残存簿価に補助率を乗じて得た額

2 財産処分における残存簿価等は次に定める方法により算定する。

- (1) 残存簿価 = 取得価額（補助対象経費） - 減価償却額
- (2) 減価償却額 = 取得価額（補助対象経費） × 償却率 × 経過月数 ÷ 12月
- (3) 補助率 = 補助金交付額 / 補助対象経費

3 前項の取得価額には、原則として、処分制限財産を事業の用に供するために直接要し

た備品、工事等の費用や、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税等その処分制限財産の購入に要した費用といった付随費用（以下「付随費用」という。）も含まれる。

- 4 第2項における経過月数は、処分制限財産を取得等した日（取得であれば納品日、効用の増加であれば増加が完了した日（工事であれば工事完了日））から財産処分をした日までとし、月単位で算出する。なお、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 5 担保権が実行された場合の財産処分に係る返還金の額は、第1項における譲渡（有償）の場合と同じ額とする。

（財産処分に該当しない事例）

第9条 次に掲げる事例については財産処分に該当せず、第3条に定める手続きを経ることを要しないこととする。

- (1) 補助事業者（法人）が補助事業完了後に大企業となった場合
- (2) 所有権が初めから補助事業者に帰属しない財産を処分する場合
- (3) 一時使用の場合（業務時間外や休日等を利用して補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で一時的に目的外使用する場合、又は処分制限財産（施設に限る。）の一部（施設延べ床面積の概ね10%を超えない範囲。ただし、150平方メートルを上限とする。）について付帯設備の設置を行う場合その他当該目的外使用が極めて軽微である場合。）
- (4) 補助目的たる事業を遂行するために必要な、処分制限財産の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合

（返還免除の特例）

第10条 財産処分のうち次表に掲げる区分ごとに定める処分事由に該当すると知事が認めた場合は、財産処分に係る返還金を免除することができる。免除を受けようとする補助事業者は、第3条に基づく承認申請を行う際に次表に掲げる証明書類及びその他必要に応じて求める書類を添付するものとする。

区分	処分事由	証明書類	備考
譲渡	補助事業者（個人事業主）が法人化	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の承継に係る誓約書 ・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 ・法人設立（開設）届出書（「設立の形態」が1であるもの） 	事業者の同一性が確認できる場合に限る ただし、特別の法律に基づき設立された法人に承継する場合を除く
	補助事業者（法人）が個人事業主化	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の承継に係る誓約書 ・個人事業開業届出書 	
	補助事業者（個人事業主）の死亡、又はこれに類する事情に起因した相続	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の承継に係る誓約書 ・相続者の個人事業開業届出書 ・被相続者の死亡届又は住民票除票 	相続者が補助事業を継続する場合に限る （相続後に事業貸付、事業譲渡する場合を除く）
	補助事業者（法人）の合併（吸収合併含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の承継に係る誓約書 ・履歴事項全部証明書又は現在事項 	合併後の法人が補助事業を継続する場合

		項全部証明書 ・法人設立（開設）届出書（「設立の形態」が2であるもの）	に限る
交換	処分制限財産の不具合、リコール等	・不具合、リコール等を証明する書類 ・交換したことを証明する書類（交換後に提出） ・交換する設備が処分制限財産と同等以上の性能等を有することを証明又は確認する書類	交換する設備が処分制限財産と同等以上の性能等を有すること
取壊し・廃棄	滅失・毀損	・罹災証明書等の滅失又は毀損を証明する書類 ・滅失又は毀損した処分制限財産の写真	火事による消失、地震等の自然災害による損壊等 ただし、本人に故意又は重大な過失がある場合や、保険金等による収入があり、補助事業を継続しない場合はこの限りではない。
	道路拡張整備等に伴う取壊し	・道路拡張整備等を証明する書類	
	老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等	・法務局提出前の建物滅失登記申請書 ・代替施設の図面	
	立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄	・法務局提出前の建物滅失登記申請書 ・災害危険区域に指定されていることが分かる書類等	
移転	補助事業者の県内にある別の事業所に移設	・登録事項変更届 ・移設に係る費用の見積もり	補助事業の目的を逸脱せず、移設後も補助目的を達成できる場合に限る
その他	その他	・その他必要に応じて求める書類	「処分事由が不可抗力によるものであるか否か」を主な判断基準とし、「経済的利得」の所在を副次的な判断基準として、事業に応じた判断を行うものとする

(県への報告)

第 11 条 処分制限財産を有する補助事業者が破産手続開始その他倒産手続開始の申立てがあった場合、法人を解散した場合、個人事業を解散した場合又は処分制限財産の差押えを受けた場合は直ちに県に報告するものとする。

附則

この取扱要領は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。

附則

この取扱要領は、令和 6 年 1 月 5 日から施行する。

附則

この取扱要領は、令和 7 年 5 月 20 日から施行する。

附則

この取扱要領は、令和 8 年 4 月 3 日から施行する。